

## 9. 資格課程及び各種資格

本学では、国家資格を取得するための課程として「教職課程」と「学芸員課程」を設置していますが、これ以外にも、指定された科目を履修することにより取得できる資格や、受験資格を得られる資格があります。それぞれの資格によって、取得に必要な科目・単位数が異なりますので、計画的に、十分に注意をして必要な単位を修得してください。はじめからたくさんの資格を取得しようとせずに、まず目標資格を1つにしぼり、自分の単位修得状況によって複数の資格取得を考えていくのも一つの方法です。

### 1. 教 職 課 程

#### (1) 教職課程とは

教職課程とは、「教育職員免許法」に基づいて文部科学省の認可を受け、中学校・高等学校の教員になるための教育職員免許状（教員免許状）を取得するために設置された課程です。教職課程の履修を希望する者には、教員としての適性、教職関係科目を理解する能力、将来教職に就きたいとする強い意志が要求されるので、いい加減な気持ちで教職課程を履修することのないよう注意してください。

#### (2) 取得できる教員免許状

学 科	免許状の種類・教科	
	中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状
総合経営学科		情 報
総合文化学科	英 語	英 語
	国 語	国 語
	社 会	公 民

#### (3) 履修要件

本学で教員免許状を取得するために必要な最低単位数等は、以下の通りです。

免許状の種類	① 基礎資格	② 教科に関する科目	③ 教職に関する科目	④ 教科又は教職に関する科目	合 計
中学（一種）	学士の学位を有すること	20 単位	31 単位	8 単位	59 単位
高校（一種）		20 単位	27 単位	16 単位	63 単位

- ① 基礎資格を得るために、大学を卒業することが最優先となります。
- ② 取得予定の免許教科について、専門的な力量を身に付けるための科目 別表 1
- ③ 教員になるための、基本的な資質や実践的な能力を身に付けるための科目 別表 2
- ④ 主として、②と③の最低単位の超過分の単位を充当する。

(注 1) 上記の他、教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目の修得が必要 別表 3

暮らしのなかの憲法、スポーツ実技 I・II、外国語(1 科目)、情報機器の操作 I・II

(注 2) 中学（一種）の免許状を取得する場合には、「介護等の体験」が義務付けられており、省令で定められている施設で 7 日間の介護等の体験が必要。

(原則として、2 年次に実施予定)

(4) 教職課程を履修するうえでの注意

教員免許状の取得には、1年次から計画的に履修していくことが必要ですが、本学では、1年次から「教職課程」への導入科目を共通科目として設置しています。1年間、十分に時間をかけて担当教員とも相談をして、自分の適性を判断することも出来ます。正式な教職課程の履修申込みは2年次に受け付けますが、これらの導入科目は卒業要件単位としても認められるので、履修に迷っている学生も積極的に受講してください。(2年次に「教職課程履修登録費」として20,000円が必要になります。)

\* 導入科目 = 「学校と教育の歴史」「心身の発達と学習過程」「学校の制度」の3科目

(注) 「介護等の体験」を行う学生は、この3科目の単位が修得済みであることが条件になります。

**別表1 「教科に関する科目」**

\* 卒業要件単位に算入されます。

(1) 総合経営学科

免許状種類	免許法に定める科目区分	授業科目	開講年次	単位	最低修得単位数
高一種免 (情報)	情報社会及び情報倫理	○情報倫理A	1・2・3・4	2	20以上
		○情報倫理B	1・2・3・4	2	
		経営情報論Ⅰ	2・3・4	2	
		経営情報論Ⅱ	2・3・4	2	
		ビジネスと情報科学	2・3・4	2	
	コンピュータ及び情報処理 (実習を含む。)	○情報処理概論	1・2・3・4	2	
		○情報処理演習Ⅰ	2・3・4	2	
		○情報処理演習Ⅱ	2・3・4	2	
		プログラミングA	2・3・4	2	
		プログラミングB	2・3・4	2	
	情報システム (実習を含む。)	○情報システム論Ⅰ	2・3・4	2	
		○情報システム論Ⅱ	2・3・4	2	
		○情報システム演習Ⅰ	2・3・4	2	
		○情報システム演習Ⅱ	2・3・4	2	
		ネットマーケティング論	2・3・4	2	
		データベースA	2・3・4	2	
		データベースB	2・3・4	2	
	情報通信ネットワーク (実習を含む。)	○ネットワーク論A	2・3・4	2	
		○ネットワーク論B	2・3・4	2	
		○ネットワーク演習Ⅰ	2・3・4	2	
		○ネットワーク演習Ⅱ	2・3・4	2	
	マルチメディア表現及び技術 (実習を含む。)	○マルチメディア演習Ⅰ	2・3・4	2	
		○マルチメディア演習Ⅱ	2・3・4	2	
コンピュータグラフィックA		2・3・4	2		
コンピュータグラフィックB		2・3・4	2		
情報と職業	○職業と情報社会	2・3・4	2		

注) 1 ○印のある授業科目の単位は必ず修得すること。

2 最低修得単位数を超えて修得した単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位に計上する。

## (2) 総合文化学科

免許状種類	免許法に定める科目区分	授業科目	開講年次	単位	最低修得単位数
中一種免 (英語)  高一種免 (英語)	英語学	○言語と文化	1・2・3・4	2	20以上
		○英語学概論	2・3・4	2	
		○英文法	2・3・4	2	
		英語の歴史	2・3・4	2	
		英語学研究	3・4	2	
	英米文学	○イギリスの文学A	1・2・3・4	2	
		○イギリスの文学B	1・2・3・4	2	
		○イギリスの文学C	2・3・4	2	
		○イギリスの文学D	2・3・4	2	
		イギリス文学研究	3・4	2	
		○アメリカの文学A	2・3・4	2	
		○アメリカの文学B	2・3・4	2	
		アメリカ文学研究	3・4	2	
	英語コミュニケーション	○英語コミュニケーションA	2・3・4	2	
		○英語コミュニケーションB	2・3・4	2	
		○英語演習A I	2・3・4	1	
		○英語演習A II	2・3・4	1	
		○英語演習B I	3・4	1	
		○英語演習B II	3・4	1	
異文化理解	○ヨーロッパの生活と文化A	1・2・3・4	2		
	○ヨーロッパの生活と文化B	1・2・3・4	2		
	○イギリスの生活と文化	1・2・3・4	2		
	○アメリカの生活と文化	1・2・3・4	2		

注) 1 ○印のある授業科目の単位は必ず修得すること。

2 最低修得単位数を超えて修得した単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位に計上する。

免許状種類	免許法に定める科目区分	授業科目	開講年次	単位	最低修得単位数
中一種免 (国語)  高一種免 (国語)	国語学 (音声言語及び文章表現に 関するものを含む。)	○日本語の表現	2・3・4	2	20以上
		日本語の文法	2・3・4	2	
		日本語のレトリックA	2・3・4	2	
		日本語のレトリックB	2・3・4	2	
		○日本語文章法I	2・3・4	2	
		○日本語文章法II	2・3・4	2	
	国文学 (国文学史を含む。)	○日本古典文学史I	1・2・3・4	2	
		○日本古典文学史II	1・2・3・4	2	
		○日本近代文学史I	1・2・3・4	2	
		○日本近代文学史II	1・2・3・4	2	
		○日本の古典文学A	2・3・4	2	
		○日本の古典文学B	2・3・4	2	
		○日本の近代文学A	2・3・4	2	
		○日本の近代文学B	2・3・4	2	
		日本文学研究A	3・4	2	
		日本文学研究B	3・4	2	
		漢文学	中国の文学A	2・3・4	
	中国の文学B		2・3・4	2	
	○漢文学I		2・3・4	2	
○漢文学II	2・3・4		2		
書道(書写を中心とする。)	○書道	1・2・3・4	2		

注) 1 ○印のある授業科目の単位は必ず修得すること。

2 最低修得単位数を超えて修得した単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位に計上する。

3 「書道」は、中一種免取得希望者のみ必修。

免許状種類	免許法に定める科目区分	授業科目	開講年次	単位	最低修得単位数
中一種免 (社会)	日本史及び外国史	○外国史	1・2・3・4	2	20以上
		○日本史	1・2・3・4	2	
		地域の文化史A	1・2	2	
		地域の文化史B	1・2	2	
		日本文化史Ⅰ	2・3・4	2	
		日本文化史Ⅱ	2・3・4	2	
		東アジア交渉史	2・3・4	2	
	地理学(地誌を含む。)	○地理学(地誌を含む)	1・2・3・4	2	
	「法律学、政治学」	○法律学(国際法を含む)	1・2・3・4	2	
		○政治学(国際政治を含む)	1・2・3・4	2	
		現代の行政	2・3・4	2	
		民法Ⅰ	2・3・4	2	
		民法Ⅱ	2・3・4	2	
		ジェンダーと法制	1・2	2	
		商法	2・3・4	2	
		ビジネス実務法規	3・4	2	
	「社会学、経済学」	○社会学	1・2・3・4	2	
		文化人類学	1・2・3・4	2	
		歴史社会学	2・3・4	2	
		○教育社会学	1・2・3・4	2	
現代社会とジェンダー		1・2・3・4	2		
社会調査法Ⅰ		2・3・4	2		
社会調査法Ⅱ		2・3・4	2		
「哲学、倫理学、宗教学」	○哲学	1・2・3・4	2		
	○倫理学	1・2・3・4	2		
	○宗教学	1・2・3・4	2		
	宗教学人類学	1・2・3・4	2		

注) 1 ○印のある授業科目の単位は必ず修得すること。

2 最低修得単位数を超えて修得した単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位に計上する。

3 「商法」、「ビジネス実務法規」は総合経営学科の開設科目。

免許状種類	免許法に定める科目区分	授業科目	開講年次	単位	最低修得単位数
高一種免 (公民)	「法律学 (国際法を含む。)、 政治学 (国際政治を含む。)」	○法律学(国際法を含む)	1・2・3・4	2	20以上
		○政治学(国際政治を含む)	1・2・3・4	2	
		現代の行政	2・3・4	2	
		民法Ⅰ	2・3・4	2	
		民法Ⅱ	2・3・4	2	
		ジェンダーと法制	1・2	2	
		商法	2・3・4	2	
		ビジネス実務法規	3・4	2	
	「社会学、経済学 (国際経済を含む。)」	○社会学	1・2・3・4	2	
		文化人類学	1・2・3・4	2	
		歴史社会学	2・3・4	2	
		○教育社会学	1・2・3・4	2	
		現代社会とジェンダー	1・2・3・4	2	
		社会調査法Ⅰ	2・3・4	2	
		社会調査法Ⅱ	2・3・4	2	
	「哲学、倫理学、宗教学、 心理学」	○哲学	1・2・3・4	2	
		○倫理学	1・2・3・4	2	
		○宗教学	1・2・3・4	2	
		宗教学人類学	1・2・3・4	2	

注) 1 ○印のある授業科目の単位は必ず修得すること。

2 最低修得単位数を超えて修得した単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位に計上する。

3 「商法」、「ビジネス実務法規」は総合経営学科の開設科目。

**別表2 「教職に関する科目」及び「教科又は教職に関する科目」**

\* (☆) 印の3科目以外は、卒業要件単位に算入されません。

免許状種類	免許法に定める科目区分	授業科目	開講年次	単位	最低修得単位数
各教科 共通	教職の意義等に関する科目	○教職論	1・2	2	中一種免 (英語) (国語) (社会)
	教育の基礎理論に関する科目	○学校と教育の歴史(☆)	1・2	2	
○心身の発達と学習過程(☆)		1・2	2		
○学校の制度(☆)		1・2	2		
教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	○教育課程論	1・2	2	31以上  高一種免 (情報) (英語) (国語) (公民) 27以上
		※ 情報科教育法	2・3・4	2	
		※ 情報科教育研究	2・3・4	2	
		※ 英語科教育法Ⅰ	2・3・4	2	
		※ 英語科教育法Ⅱ	2・3・4	2	
		※ 英語科教育研究A	2・3・4	2	
		※ 英語科教育研究B	2・3・4	2	
		※ 国語科教育法Ⅰ	2・3・4	2	
		※ 国語科教育法Ⅱ	2・3・4	2	
		※ 国語科教育研究A	2・3・4	2	
		※ 国語科教育研究B	2・3・4	2	
		※ 社会科・公民科教育法Ⅰ	2・3・4	2	
		※ 社会科・公民科教育法Ⅱ	2・3・4	2	
		※ 社会科・公民科教育研究A	2・3・4	2	
	※ 社会科・公民科教育研究B	2・3・4	2		
	※該当教科の教育法を履修。中免、高免とも4単位以上を選択必修とする。	○道徳教育の理論と方法	2・3・4	2	中一種免のみ
		○特別活動の理論と方法	2・3・4	2	
		○教育方法論	2・3・4	2	
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	○生徒指導論(進路指導論を含む)	2・3・4	2	中一種免
		○教育相談	2・3・4	2	
総合演習	○総合演習	2・3・4	2	高一種免	
教育実習	○教育実習Ⅰ(事前事後指導を含む)	3・4	5		
	○教育実習Ⅱ(事前事後指導を含む)	3・4	3		
教科又は教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	道徳教育の理論と方法	2・3・4	2	

注) 1 ○印のある授業科目の単位は必ず修得すること。

2 教職に関する科目の最低修得単位数を超えて修得した単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位に計上する。

3 高一種免のみ取得する場合、「道徳教育の理論と方法」は「教科又は教職に関する科目」とする。

**別表 3** 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（8 単位）

\* 卒業要件単位に算入されます。

（各教科共通）

免許法に定める科目区分	授業科目	開講年次	単位	最低修得単位数
日本国憲法	暮らしのなかの憲法	1・2	2	2
体 育	スポーツ実技Ⅰ	1・2	1	1
	スポーツ実技Ⅱ	1・2	1	1
外国語コミュニケーション	英語 AⅠ	1	2	* 4 科目より 1 科目選択必修
	ドイツ語 AⅠ	1	2	
	フランス語 AⅠ	1	2	
	中国語 AⅠ	1	2	
情報機器の操作	情報機器の操作Ⅰ	1	1	1
	情報機器の操作Ⅱ	1	1	1

## 2. 学 芸 員 課 程

### （1）学芸員課程とは

学芸員課程とは、「博物館法」に基づいて、学芸員の資格取得に必要な単位を修得させるために設置された課程です。この資格を取得するには、文部科学省が実施する試験に合格するという方法もありますが、大学の学芸員課程を履修して取得する方法が一般的です。本学では、総合文化学科の正規の授業を受講しながら、同時に学芸員課程として規定されている単位を修得すれば、学芸員の資格が取得出来ます。

また、他学科の学生でも、リベラルアーツ学部の特色である「クロスオーバー履修制度」を活用すれば、必修科目・選択科目すべての単位が自分の所属する学科の卒業要件単位として認められるので、どの学科からでも「学芸員資格」の取得が可能です。

### （2）学芸員資格について

「博物館法」（第 5 条第 1 項）には、「学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの」は、学芸員となる資格を有すると定められています。この規程に基づいて、所定の授業科目を履修しその単位を修得した者に対して、本学では卒業の際に「学芸員資格単位修得証明書」を発行します。

### （3）学芸員課程を履修するうえでの注意

学芸員の資格取得に必要な授業科目（必修・選択とも）は、総合文化学科の専門科目のほかに各学科の共通科目としてもいくつか設置して、1 年次から開講しています。1 年間、十分に時間をかけて担当教員と相談をして、自分の適性を判断することも出来ます。正式な学芸員課程の履修申込みは 2 年次に受け付けますが、これらの科目は卒業要件単位としても認められるので、履修に迷っている学生も積極的に受講してください。（2 年次に「学芸員課程登録費」として 10,000 円が必要になります。）

\* 学芸員課程の 1 年次開講必修科目 = 「博物館概論」「視聴覚メディアと教育」「学校と教育の歴史」

（注）「博物館実習」の受講にあたっては、「博物館概論」をはじめ、博物館各論等の関係科目を履修した者で、その成績が一定水準に達していることが条件になります。

(4) 学芸員資格取得の要件

学芸員資格の取得には、必修科目 15 単位、選択科目 2 以上の分野にわたって 8 単位合計 23 単位以上を修得することが必要です。

学芸員資格取得のために必要となる授業科目と最低修得単位数

\* 卒業要件単位に算入されます。

		本学における開設授業科目				資格要件 単位数
必・選		授業科目名	開講年次	単位	開設学科	
必修科目		生涯学習論	2・3・4	2	総合文化学科	15 単位
		博物館概論	1・2・3・4	2	共通科目	
		博物館経営・情報論	2・3・4	2	共通科目	
		博物館資料論	2・3・4	2	共通科目	
		博物館実習	3・4	3	総合文化学科	
		視聴覚メディアと教育	1・2・3・4	2	共通科目	
		学校と教育の歴史	1・2・3・4	2	共通科目	
選択科目	文化史	地域の文化史 A	1・2・3・4	2	共通科目	2 以上の分野で 8 単位以上
		地域の文化史 B	1・2・3・4	2	共通科目	
		外国史	1・2・3・4	2	総合文化学科	
		日本史	1・2・3・4	2	総合文化学科	
		日本文化史 I	2・3・4	2	総合文化学科	
		日本文化史 II	2・3・4	2	総合文化学科	
	美術史	東洋美術史 I	2・3・4	2	総合文化学科	
		東洋美術史 II	2・3・4	2	総合文化学科	
		日本美術史 I	2・3・4	2	総合文化学科	
		日本美術史 II	2・3・4	2	総合文化学科	
		西洋美術史 I	2・3・4	2	総合文化学科	
		西洋美術史 II	2・3・4	2	総合文化学科	
	民俗学	文化人類学	1・2・3・4	2	総合文化学科	
		文化資源論	1・2・3・4	2	総合文化学科	
		宗教学	1・2・3・4	2	総合文化学科	
		宗教人類学	1・2・3・4	2	総合文化学科	